

岡山労働局発表
令和7年1月28日

岡山労働局労働基準部賃金室
賃金室長 三村 典代
監察官 木村 弘之
電話 (086) 225-2014 (直通)

岡山県車両電気配線装置（ワイヤーハーネス） 製造業最低工賃を改正します

—令和7年3月3日から引上げ—

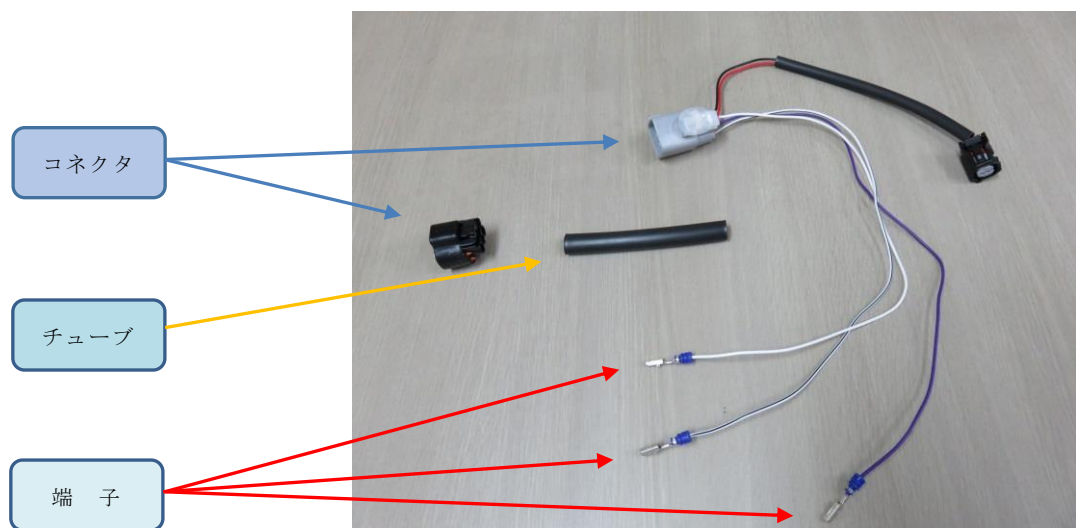
岡山労働局（局長 森實 久美子）は、岡山県車両電気配線装置（以下「ワイヤーハーネス（※1）」という。）製造業最低工賃を別紙のとおり改正します。

最低工賃は、家内労働者（内職者）に適用される制度であり、ワイヤーハーネスの最低工賃は、平成7年4月1日に新設され、令和4年に続いて今回6回目の改正となります。

最低工賃は、家内労働法において地域別最低賃金との均衡を考慮して定めることとされており、今回の改正にあたっては、前回改正以降の岡山県最低賃金の大幅な引上げ（120円、13.9%）、家内労働者の就労実態等を踏まえ審議、改正されたものです。

2業務8規格の平均引上率は14.8%で、今年3月3日から引上げられます。

※1 ワイヤーハーネスは、自動車のスイッチなどの信号と電気を伝送する配線のことです（画像参照）。



1. 適用する家内労働者

岡山県の区域内で車両電気配線装置製造業に係る端子ハメ及びチューブ通しの業務に従事する家内労働者

2. 適用する委託者

前号の家内労働者に前号の業務を委託する委託者

3. 第1号の家内労働者に係る最低工賃額

次の表の業務欄、内容欄及び規格欄の区分に応じ、金額欄に掲げる金額

業 務	内 容	規 格	金 額 (注)
端子ハメ	電線の端末に取り付けられた端子をコネクタ（非防水タイプに限る）に差し込むことをいう。	20センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 43 銭
		20センチメートルを超えて 50センチメートル以下の電線について行うもの	1本につき 49 銭
		50センチメートルを超えて 2メートル以下の電線について行うもの	1本につき 61 銭
		2メートルを超える電線について行うもの	1本につき 70 銭
チューブ通し	電線の被覆を保護するため、丸チューブを電線の端から差し入れることをいう。	15センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 32 銭
		15センチメートルを超えて 30センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 47 銭
		30センチメートルを超えて 50センチメートル以下のチューブについて行うもの	1本につき 64 銭
		50センチメートルを超えるチューブについて行うもの	1本につき 76 銭

(注)「端子ハメ」は端子を1本につき、「チューブ通し」はチューブを1本につきの金額をいう。

4. 効力発生の日

令和7年3月3日